

厚生労働大臣が定める掲示事項

●入院基本料について

■ 3階病棟(急性期一般入院料4)

1日に14人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。
時間帯ごとの配置、看護職員1人あたりの受け持ち数については各病棟に掲示しております(許可病床46床)。

■ 2階病棟(地域包括ケア病棟入院料2)

1日に12人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。
時間帯ごとの配置、看護職員1人あたりの受け持ち数については各病棟に掲示しております(許可病床50床)。

●入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、

褥瘡及び栄養管理体制について

- 当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししています。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

●DPC対象病院について (3階病棟)

- 当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を合わせて計算する「DPC対象病院」となっております

※医療機関別係数 1.3553

(基礎係数 1.0451+機能評価係数Ⅰ 0.1761+機能評価係数Ⅱ 0.0949+救急補正係数 0.0392)

●施設基準の届出について

- 当院は各種施設基準及び入院時食事療養(1)の基準に適合するものとして九州厚生局長へ届け出ております ※別掲参照

●明細書の発行について

- 当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費に自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行い場合は、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない場合は、事前に申し出てください。

厚生労働大臣が定める掲示事項

●選定療養費について

- 次表のとおり有料個室の提供を行っています。金額は税込み表示です。

場所	人数	金額	主な設備
3階 317・318・323 号室	1 人床	4,400 円	冷蔵庫・洗面台
2階 207・208 号室	1 人床	6,050 円	冷蔵庫・洗面台・トイレ・シャワー

●入院時の食事について

- 当院では入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っております。管理栄養士が管理する食事を適時（夕食については 18 時以降）、適温で提供しています。

●入院時の食事のご負担について

- 入院中の食事費用は、それぞれに定められた自己負担額（標準負担額）をお支払いいただき、残りは加入健康保険から入院時食事療養費として支給されます。
- 入院時食事療養費は、健康保険から直接病院に支払われます。患者さんは自己負担分（標準負担額）だけを病院の窓口で支払う事になります。

※ 低所得者世帯（住民税非課税世帯）の方は、自己負担額（標準負担額）の軽減措置を受けることができます。その場合はあらかじめ申請して交付された「減額認定証」を、医療機関窓口へ提示して下さい。詳しくは受付職員までお尋ねください。

標準負担額（自己負担額） ◇入院時食事療養費の標準負担額は高額療養費の対象にはなりません。

種別		負担額（1食あたり）
① 一般		550 円
② 住民税非課税世帯の方 （③を除く）	過去12ヶ月の入院日数が90日まで	270 円
	過去12ヶ月の入院日数が90日超え	220 円
③ ②のうち所得が一定の基準に満たない方など		130 円